

警察庁•都道府県警察



ルールを守って、安全「安心」自転車ライフ

自転車安全利用行則

令和4年11月1日、中央交通安全対策会議交通対策本部決定



車道が原則、左側を通行 歩道は別外、歩行者を優先

1 自転車は、車道が原則、左側を通行 道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられており、 歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。 自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ左側 通行です。道路の中央から左側部分の左端に寄って 通行してください。

②歩道は例外、歩行者を優先

道路標識などにより、歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。

歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなり ません。





交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

交差点では一時停止と安全確認

一時停止標識のある交差点では、 必ず止まって左右の安全を確認 しましょう。

信号は必ず守る

信号は必ず守り、渡るときは安全を 確認しましょう。





夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを 点灯する

無灯火は、周りから自転車が見え にくくなるので非常に危険です。 夜間はライトを点灯し、反射器材を 備えた自転車を運転しましょう。





飲酒運転は禁止

飲酒運転は禁止です!

自動車の場合と同じくお酒を 飲んだときは、自転車を運転 してはいけません。





必ずヘルメットをかぶりましょう

事故による被害を軽減させるため、乗車用 ヘルメットをかぶりましょう。

※令和5年4月1日から、

全ての自転車利用者に対して 乗車用ヘルメット着用の努力義務が 課されています。





「自転車指導啓発重点地区・路線」の設定

都道府県警察では、自転車指導啓発重点地区・路線において、重点的・計画的に 自転車通行空間の整備、啓発活動及び指導取締りを推進しています。

安全運転



自転車指導啓発重点地区・路線は 各都道府県警察の ウェブサイトで チェック!



特定小型原動機付自転車ってなに?

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等は、 特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されます。

Q1 特定小型原動機付自転車とは?

最高速度 **20**km/h 以下

定格出力 0.6kW 以下

車体の大きさ 長さ 1.9m 以下/幅 0.6m 以下

※要件を満たさないものは、車両形状等にかかわらず令和5年7月1日以降も引き続き、 その車両区分(一般原動機付自転車又は自動車)に応じた法令の規定が適用されます。

Q2 誰が乗れるの?

16歳以上であれば、免許証が無くても乗ることが可能です。

Q3 どこを走れるの?

- ・車道を通行しなければなりません。
- ・自転車道も通行することができます。

〇4 利用するにはどうすれば?

公道を走行するに当たっては、

- ①車両が道路運送車両の保安基準に適合し、
- ②ナンバープレートを取り付け、
- ③自賠責保険(共済)に加入しなければなりません。(裏面)

1 保安基準への適合が必要です!

- ・基準を満たしていない場合は公道を走れません。
- ・基準適合を確認したものには製造時に性能等確認済シールが貼られます。



【性能等確認を受けた車両型式の情報等はこちら】 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000058.html

【保安基準不適合車両を見つけた場合の情報提供窓口はこちら】 https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html





車両型式情報

情報提供窓口

(2) ナンバープレートが必要です!

- ・所有者は、市区町村へ軽自動車税の申告をし、 ナンバープレートを取り付けてください。
- ・手続の詳細については、申告先の市区町村にお尋ねください。



通常の原付よりも小型化!

自賠責保険(共済)への加入が義務付けられています!

- ・所有者は、加入時に配布されるステッカーを ナンバープレートに貼り付けてください。
- ・運行の際は加入時に配布される証明書を携行してください。



自賠責保険 (共済)

【自賠責保険(共済)の詳細はこちら】 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/about/index.html

交通ルールの詳細はこちら

【警察庁 ウェブサイト 特設ページ】 https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html







3







